

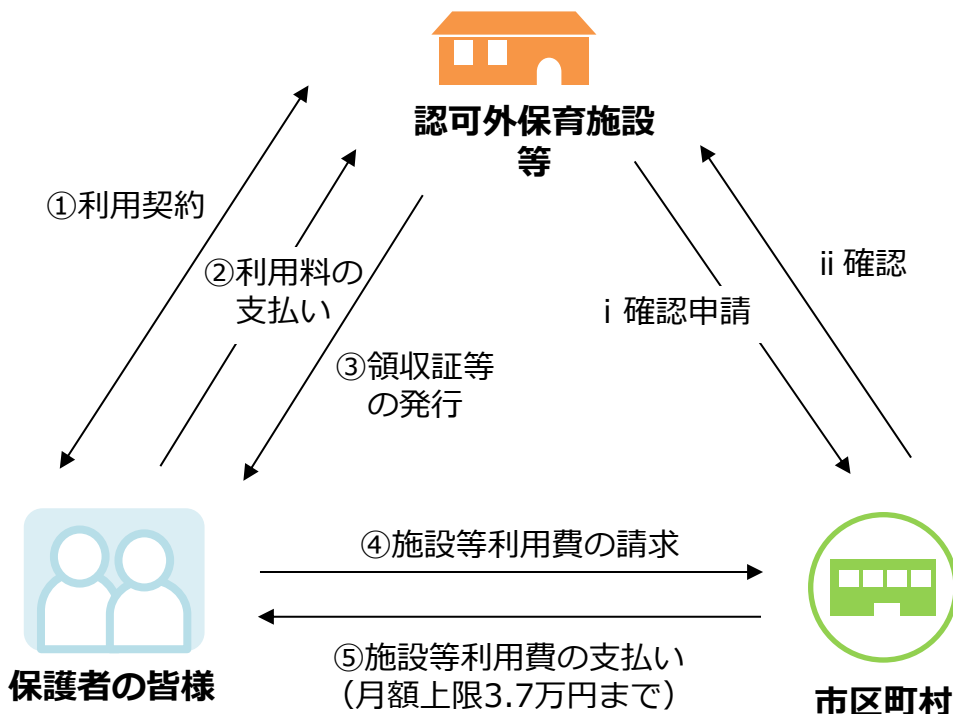
# 令和元年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

今年10月から、3歳から5歳まで及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます。

また、認可外保育施設等を利用する子供たちについては、月額3.7万円まで（0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円まで）の利用料が無償化の対象となります。

- 認可外保育施設等は、区市町村の「確認」が必要になります。
  - ※ 「確認」とは、各事業者が無償化給付の対象となること、国の定める基準を満たしていることを把握するとともに、必要に応じて調査等を行うことを言います。
  - ※ 対象施設等の所在地の区市町村は、対象施設等から確認申請の受理・審査を行います。確認の効力は、他の区市町村においても効力を有します。
  - ※ 区市町村は、必要に応じて対象施設等の調査、勧告、支給の停止を行います。
- 無償化の対象となるためには、利用者が「保育の必要性の認定」を区市町村から受ける必要があります。
  - ※ 認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
  - ※ 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育所の利用と同等の要件）があります
  - ※ 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子供たちは月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子供たちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。
  - ※ 区市町村の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、利用者がお住まいの区市町村に申請することが必要です。
- 対象となる施設・事業は、都道府県等に届出等をした認可外保育施設（東京都認証保育所、家庭的保育事業（都制度）、ベビーホテル、事業所内保育施設、院内保育施設、ベビーシッター等）です。
  - ※ 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。
  - ※ 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要ですが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が区市町村によって異なる場合があります。

# 【基本的な手続きのイメージ】



- ※ 保育の必要性の認定を受けていない場合、利用者は市区町村に申請が必要です。
- ※ 請求・支払いの時期など、手続きの詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。
- ※ 施設によって、手続きが異なる場合があります。
- ※ 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

- 企業主導型保育事業については、標準的な利用料（利用者負担相当額）が無償化されます。
- ※ 企業主導型保育事業については、上記イメージ図と手続きが異なります。ご注意ください。
- 区市町村において、無償化の他に利用者支援を実施している場合があります。詳しくは利用者のお住まいの区市町村までお問い合わせください。

## 問合せ先

### 【このチラシについて】

東京都福祉保健局 少子社会対策部 保育支援課 地域保育担当  
TEL：03-5320-7775

### 【認可外保育施設等の確認申請について】

対象施設等の所在地の区市町村までお問い合わせください。

### 【無償化の給付や保育の必要性の認定の手続きについて】

利用者のお住まいの区市町村までお問い合わせください。